

# 川越市社会福祉施設等指導監査実施細則の 一部改正（案）の概要について

平成24年2月  
福祉部 福祉推進課

## 1 趣 旨

この度、地方自治法施行令の改正に伴い、介護保険法で規定する指定居宅サービス事業者の指定等、報告命令、立入検査等及び障害者自立支援法で規定する指定障害者福祉サービス事業者の指定等、報告命令、立入検査等について、指定都市及び中核市へ移譲されることとなりました。そこで、川越市社会福祉施設等指導監査細則において指導監査の対象としている施設等に、介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等に係る事項を新たに加え、指導監査を適正かつ円滑に実施しようとするものです。

## 2 内 容（一部改正案）

新設施設指導監査及び一般指導監査の实地監査の班編成の基準及び監査項目の区分について定めた別表に、次の項目を加えようとするものです。

対 象 施 設	監 査 項 目	人 員	内 訳
介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等	運営管理	2 人	1 人
	利用者処遇・財務管理		1 人

## 3 施行期日

「川越市社会福祉施設等指導監査実施細則の一部を改正する細則」は、平成24年4月1日から施行しようとするものです。